

「第3次長久手市子ども読書活動推進計画」概要版

—本に親しみ、本を楽しみ、読みつなぐ—

1 計画策定の背景

国は、子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、読書を通じて子どもの健やかな成長に資することを目的に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を平成13年に制定しました。そして、同法の第9条第2項で、市町村は、子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないと規定しました。これに基づき、国及び愛知県の計画に沿って、本市では「第1次長久手市子ども読書活動推進計画」を平成24年度に策定、第2次計画を平成29年度に策定し、それぞれ5年間の期間で事業を展開してきました。

第2次計画を継承しつつ、より一層、子どもの読書活動を推進するために、「第3次長久手市子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までにおおむね5年間とします。

3 施策体系

目的

家族で読書を楽しむ子どもが増える



基本目標

I 家庭・地域・学校などにおける取組の充実

- 1 家庭や地域での子どもの読書活動の推進
- 2 中央図書館における子どもの読書活動の推進
- 3 児童館などにおける子どもの読書活動の推進と環境整備
- 4 保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進と環境整備
- 5 学校における子どもの読書活動の推進と連携体制の強化・充実

II 子ども読書活動推進支援の一層の充実

- 1 中央図書館のサービスの充実
- 2 普及活動の充実
- 3 各種情報の収集・提供

I 家庭・地域・学校などにおける取組の充実

子どもの読書習慣は、家庭生活や学校生活、地域社会などとの日常的な関わりを通して育まれます。そのため、子どもの身近にいる大人が役割を認識し、子どもの読書の機会の充実を図ることが大切です。関係者がそれぞれの立場から子どもの発達段階に応じて、子どもが自主的に本に親しむことができるように、様々な取組を推進します。

II 子ども読書活動推進支援の一層の充実

子どもが読書の楽しさや喜びを知るためには、発達段階に応じた読書環境が整っていることが重要です。子どもが本を手に取りやすく、いつも身近に本がある読書環境の整備・充実に努めます。また、子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもに関わるすべての人々が理解と関心を持つため、中央図書館が主体となり取組みを積極的に進め、子どもの読書活動を広めていきます。

I 家庭・地域・学校などにおける取組の充実

1 家庭や地域での子どもの読書活動の推進

- (1) ブックスタート事業の推進
- (2) 家庭読書の支援、家読事業の啓発
- (3) 地域のボランティア団体への貸出



2 中央図書館における子どもの読書活動の推進

- (1) 良質な図書の収集
- (2) レファレンスサービスの継続
- (3) テーマ展示等の事業の企画
- (4) 図書ボランティアの募集・育成
- (5) おはなし会等のイベントの企画

3 児童館などにおける子どもの読書活動の推進と環境整備

- (1) 児童館への図書貸出
- (2) ブックリストの作成・配布

4 保育園・幼稚園における子どもの読書活動の推進と環境整備

- (1) 保育園・幼稚園への図書貸出
- (2) ブックリストの作成・配布

5 学校における子どもの読書活動の推進と連携体制の強化・充実

- (1) 学校連携司書による読み聞かせやブックトークの実施
- (2) 学校連携司書による調べ学習や探求学習での学校図書館の利用促進
- (3) 学校連携司書による企画展示
- (4) 学校連携司書による学校図書館のレイアウト調整、本の選定

II 子ども読書活動推進支援の一層の充実

1 中央図書館のサービスの充実

- (1) 児童書コーナーの点検・調整
- (2) 中高生向けの本の収集
- (3) 点字絵本やさわる絵本等の収集

2 普及活動の充実

- (1) 読書手帳の普及
- (2) 読書に関するイベントや展示の企画
- (3) 読書活動に関する取組事例の周知

3 各種情報の収集・提供

- (1) 子どもの読書活動に関するニュースの提供
- (2) おすすめ本紹介文（POP）掲示
- (3) 図書ボランティア等の活動紹介
- (4) ホームページを通じた情報発信

